

平成25年度 第1回宇都宮市保健衛生審議会

日 時：平成25年10月31日(木)

午後2時～3時(予定)

場 所：夜間休日救急診療所 4階 大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 新任委員紹介

4 副会長の選出

5 報告事項

(1)「宇都宮市新型インフルエンザ対策行動計画」の改定について・・・資料1

(2)「(仮称)第2次宇都宮市食品安全推進計画」の策定について・・・資料2

6 協議事項

「(仮称)宇都宮市歯科口腔保健基本計画」(案)について・・・・・・・・・・資料3

7 そ の 他

8 閉 会

宇都宮市保健衛生審議会委員名簿

(任期:平成24年12月16日～平成26年12月15日)

委員種別	No.	氏名	推薦団体等名称及び役職名等	備考
第1号委員 (市議会議員)	1	増 淵 一 基	市議会議員	
	2	荒 川 恒 男	市議会議員	
	3	阿 久 津 善 一	市議会議員	
第2号委員 (学識経験者)	4	柳 川 洋	自治医科大学名誉教授	
	5	中 村 好 一	自治医科大学教授	
第3号委員 (各種団体の代表)	6	稲 野 秀 孝	宇都宮市医師会会長	
	7	北 條 茂 男	宇都宮市歯科医師会会長	
	8	土 川 康 夫	宇都宮市薬剤師会代表理事	
	9	菊 池 園 江	栃木県看護協会専務理事	
	10	桑 ま り 子	栃木県栄養士会宇都宮支部支部長	
	11	吉 田 良 二	栃木県済生会宇都宮病院院長	
	12	寺 内 幸 夫	栃木県獣医師会理事	
	13	中 村 次 郎	栃木県食品衛生協会宇都宮支部支部長	
	14	亀 井 實	栃木県生活衛生同業組合協議会宇都宮支部支部長	
	15	小 野 義 一	宇都宮市自治会連合会副会長	
	16	鈴 木 逸 朗	宇都宮市民生委員児童委員協議会会長	
	17	金 枝 右 子	宇都宮市女性団体連絡協議会会長	
	18	青 木 直 樹	宇都宮商工会議所常議員	
19	大豆生田 將	宇都宮市小学校長会副会長		
20	細 谷 夕 子	宇都宮市食生活改善推進団体連絡協議会長		
第4号委員 (市長が必要と認める者)	21	土 尻 洋 子	公募委員	
	22	永 井 和 久	公募委員	

宇都宮市保健衛生審議会規則

平成10年3月31日

規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市附属機関に関する条例(昭和42年条例第1号)第3条の規定に基づき、宇都宮市保健衛生審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員22人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平13規則16・一部改正)

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第4条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため、必要に応じ、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平13規則16・追加)

(関係人の出席)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(平13規則16・旧第4条線下)

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、保健福祉部保健所総務課において処理する。

(平13規則16・旧第5条線下、平18規則40・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平13規則16・旧第6条線下・一部改正)

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第16号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第40号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附属機関等の会議の公開に関する要領

1 目的

この要領は、市政に対する市民の理解と信頼を高めるため、附属機関等の会議の公開について必要な事項を定めることにより、その審議等の状況を市民に明らかにし、もって公正で開かれた市政を一層推進することを目的とする。

2 対象

この要領の対象は、すべての附属機関等（法律又は条例により設置される附属機関、規則・要綱により設置される懇談会をいう。以下同じ。）の会議について適用する。

3 附属機関等の会議の公開基準

附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例の規定により当該会議が非公開とされているとき。
- (2) 当該会議において、宇都宮市情報公開条例（平成12年条例第1号）第7条各号に定める非公開情報に該当する情報について審議等を行うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

4 公開・非公開の決定

- (1) 附属機関等の会議の公開又は非公開は、前記3に定める附属機関等の会議の公開の基準（以下「公開基準」という。）に基づき、当該附属機関等がその会議等において決定するものとする。
- (2) 附属機関等は、全部又は一部の会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。
- (3) 市長は、附属機関等が会議を公開するかどうかについて、公開基準に沿って適切に対応することができるよう、必要な調整を行うものとする。

5 公開の方法

- (1) 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 附属機関等が会議を公開する場合は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 附属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

6 会議開催の周知

附属機関等の事務を担当する課、室、所等（以下「担当課等」という。）は、会議

の開催に当たっては、公開・非公開にかかわらず、当該会議開催日の2週間前までに、次の事項を記載した文書を本庁及び主要な出先機関並びに市のホームページに掲示するとともに、報道機関へ資料提供するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

ア 会議の名称

イ 開催日時

ウ 場所

エ 議題

オ 会議の公開又は非公開の別

カ 会議を非公開とする場合にあっては、その理由

キ 傍聴者の定員

ク 傍聴手続

ケ その他必要な事項

7 会議録の作成

附属機関等は、会議の公開・非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

8 会議録の閲覧

附属機関等は、公開した会議の議事録及び会議資料について、その写しを一般の閲覧に供するものとする。

9 報告書の作成及び公表

会議の公開に関する状況を把握するため、行政経営部行政経営課長は、年度終了後速やかに必要な調査を実施の上、報告書を作成し、公表しなければならない。

10 適用期日

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

「宇都宮市新型インフルエンザ対策行動計画」の改定について

1 改定の目的

本年4月に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「法」という。）」第8条第1項に基づき、本市の新型インフルエンザ対策を強化・拡充するため、現行の「宇都宮市新型インフルエンザ対策行動計画」を改定するもの。

2 計画の位置づけ

- ・ 法第8条第1項に規定する市町村行動計画
- ・ 宇都宮市総合計画の分野別計画「市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために」の基本施策「危機への備え・対応力を高める」を実現するための計画

3 国及び栃木県の動向

- ・ 平成25年 4月 法施行
 - ・ 6月（国）行動計画改定
 - ・ 11月（栃木県）行動計画改定（予定）
- （法第8条第1項において、市町村長は、都道府県行動計画に基づき、市町村行動計画を策定するものとされている。）

4 検討内容

(1) 現状と課題

- ・ 過去に発生した新型インフルエンザ対策の経験等を踏まえた課題の整理

(2) 基本的な考え方

- ・ 法第8条第2項に規定されている、本市が行動計画で定めるべき事項を反映
- ・ 国及び栃木県の行動計画との整合

対策の対象を新型インフルエンザ等（ ）へ拡大するなど

未知の感染症のうち、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものや、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後、流行することなく長期間が経過して
いて厚生労働大臣が定めるものが再興したもの

(3) 施策・事業

- ・ 本市が中核市（保健所設置市）として栃木県と連携して実施する対策
医療体制の整備など
- ・ 本市が市町村として実施する対策
住民に対する予防接種など

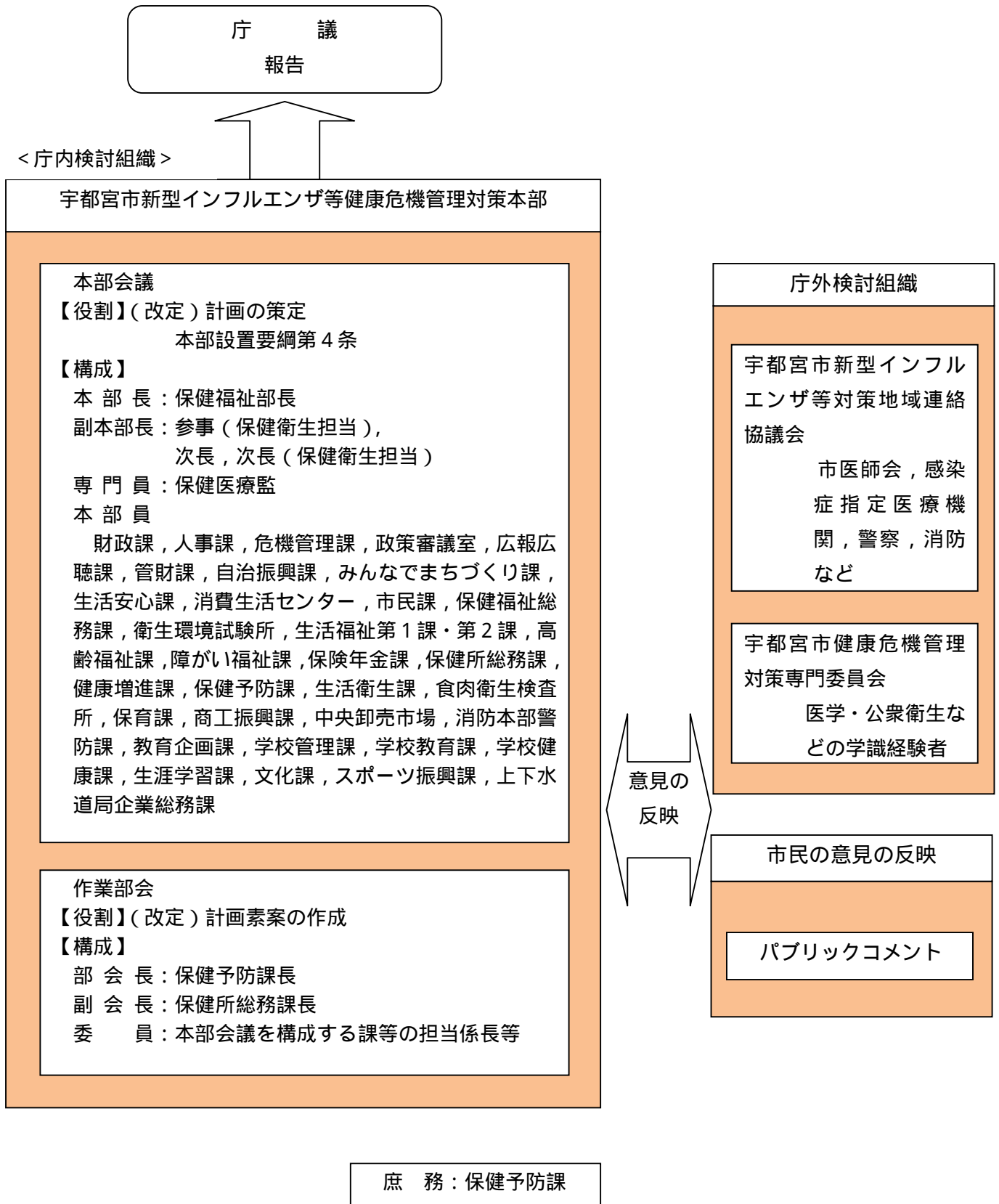
5 策定体制

別紙「宇都宮市新型インフルエンザ対策行動計画」改定体制参照

6 今後のスケジュール

- | | |
|-----------|---|
| 平成25年11月～ | 庁内本部会議開催（3回程度） |
| 平成26年 1月 | 有識者からの意見聴取 |
| 2月 | パブリックコメントの実施
栃木県への意見照会（ ）
法に基づき実施するもの |
| 3月 | 庁議付議，計画の策定・公表 |

「宇都宮市新型インフルエンザ対策行動計画」改定体制



新・旧行動計画の比較

主要項目	旧（現行）行動計画	新（改定後）行動計画
法的根拠	・法的根拠なし	・ <u>法第8条</u>
名称	宇都宮市新型インフルエンザ対策行動計画	宇都宮市新型インフルエンザ等対策行動計画
対象	・新型インフルエンザ ・鳥インフルエンザ含む	・ <u>新型インフルエンザ等</u> （ 1 ） 1 新感染症及び再興型インフルエンザ 未知の感染症のうち、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものや、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであり、その後、流行することなく長期間が経過して厚生労働大臣が定めるものが再興したもの ・ <u>鳥インフルエンザ含まず</u> （ 2 ） 2 栃木県鳥インフルエンザ対応指針等により対応
想定する病原性	・強毒性	・強毒性及び弱毒性
定める事項	・本市の対策実施課を活動班ごとに分け、各班が発生段階ごとに実施する対策（役割）等	・ <u>法第8条第2項に規定</u> ・国・県行動計画に整合させ、現行の行動計画を基に、本市が中核市（保健所設置市）及び市町村として発生段階ごとに実施する対策（役割）等 様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を提示
実施体制（対策本部）	・法的根拠なし	・ <u>法に基づき市条例により設置</u> （ 3 ） 3 市条例のほか、本部組織及び運営に関する要綱を制定予定
サーベイランス・情報収集	・未発生期からインフルエンザ患者の発生動向や、学校・施設における集団発生等の把握 ・海外発生期から医療機関における新型インフルエンザ等患者の発生について全数把握	・（左に加えて）海外発生期から学校（ <u>大学・短大</u> ）におけるインフルエンザ患者の集団発生の把握を拡充
情報提供・共有	・発生段階に応じて、市内の発生状況や対策の実施状況について、適宜情報を提供 ・市民からの問い合わせに対応するための相談窓口を設置	
予防・まん延防止	・市民への手洗い、うがいやマスク着用等の基本的な感染予防策を周知 ・入国者や患者の濃厚接触者への健康観察の実施	・（左に加えて）本市職員等の対象者に対する <u>特定接種の実施（法第28条）</u> ・市民への <u>予防接種の実施（法第46条等）</u>
医療	・帰国者・接触者外来の設置・運営 ・感染症指定医療機関への入院措置等の実施	
市民生活・市民経済の安定の確保	・高齢者・障がい者等の要援護者に対する在宅支援等の実施 ・遺体の埋葬及び火葬の実施や、必要に応じて遺体安置施設を確保	

(仮称)「第2次宇都宮市食品安全推進計画」の策定について

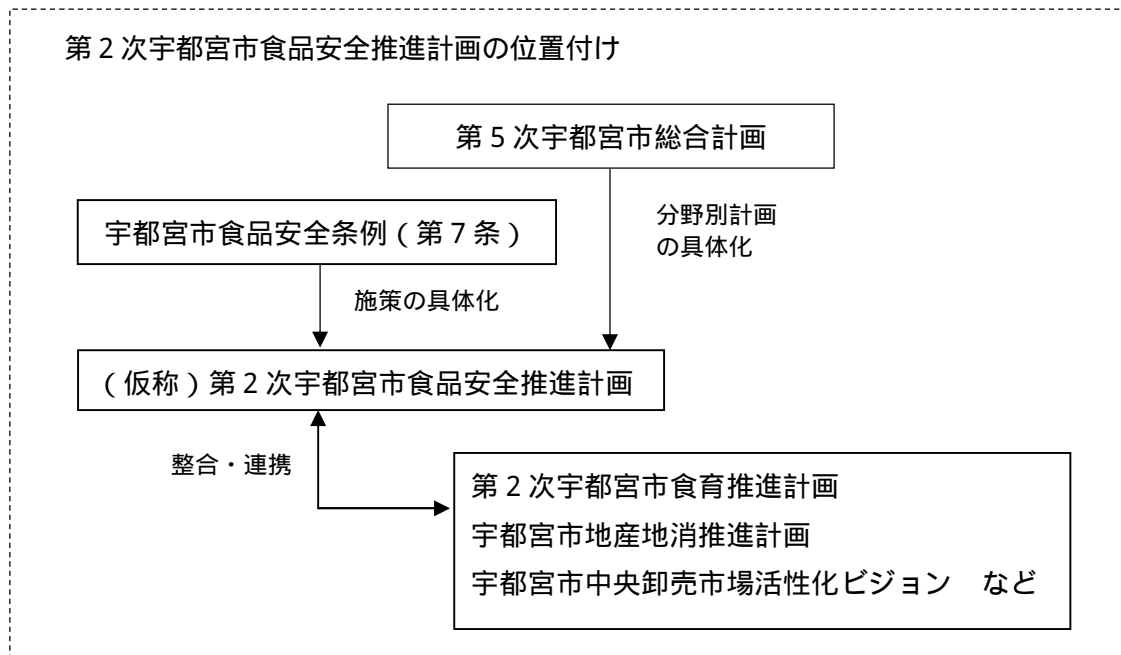
1 策定の目的

- 本市では、食品の安全を確保し、市民の健康を保護するため、市内で生産、製造又は販売した食品等について、事業者による自主回収の届出や自主的な衛生管理の取組を促進するための自主衛生管理認証制度等の規定を盛り込んだ「宇都宮市食品安全条例」を平成20年3月に制定した。
- 当該条例の基本理念に基づき、平成21年3月に策定した「宇都宮市食品安全推進計画」(別紙4)により、生産から消費の各般にわたって、継続性のある中期的な視点に立った施策・事業を総合的かつ計画的に推進してきたところである。
- しかしながら、放射性物質による食品汚染や牛肉の生食による食中毒など、食品の安全を揺るがす事案が依然として発生しており、食品の安全確保が引き続き重要な課題となっていることから、取組の充実を図るため、平成25年度で計画期間が終了する現行計画を改定し、新たに「(仮称)第2次宇都宮市食品安全推進計画」を策定する。

2 計画の位置付け

- 第5次宇都宮市総合計画改定基本計画(後期基本計画)の分野別計画「市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために」の基本施策「日常生活の安心感を高める」を実現するための計画
- 「宇都宮市食品安全条例」第7条に規定する計画

第2次宇都宮市食品安全推進計画の位置付け



3 計画期間

平成26年度から平成30年度までの5か年計画

4 検討内容

(1) 現状と課題

- ・ 現行計画の評価及び市民意識調査等からの現状分析と課題の整理

(2) 基本的な考え方

- ・ 本市における食品の安全確保対策を推進するための基本方針等の検討

(3) 施策・事業

- ・ 生産から消費に至る一貫した食品の安全性の確保を推進するための施策・事業
- ・ 重点的に取り組むべき施策・事業 など

5 策定体制（別紙５）

(1) 庁内検討組織

関係課による食品安全推進検討委員会，検討部会

(2) 庁外検討組織

宇都宮市食品安全懇話会

(3) 市民意見の反映

- ・ 食の安全・安心に関する市民意識調査
- ・ パブリックコメントの実施
- ・ 宇都宮市食品安全懇話会において公募委員を選任

6 スケジュール

平成24年	12月	市民意識調査の実施
平成25年	4月	庁議付議（策定体制等の報告）
	5月～	庁内推進検討委員会開催（検討部会3回程度，委員会3回程度）
	8月～	食品安全懇話会開催（3回程度）
	12月	計画素案の作成
平成26年	1月～	パブリックコメントの実施
	3月	庁議付議（計画の審議・報告）

宇都宮市食品安全推進計画の概要

第1章 計画の概要

1 策定の趣旨

食の安全安心をめぐるさまざまな問題が発生する中、市民の食品の安全性に対する不安不信が高まっている。

本市では、市民の健康を保護するため、食品の安全性確保に関して基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市内で生産、製造または販売される食品等について、事業者による自主回収の届出や安全性の調査その他食品衛生法等を補完する新たな制度を盛り込んだ「宇都宮市食品安全条例」を平成20年3月に制定した。

本計画は、条例の基本理念に基づき、食品の安全性の確保に関し、施策・事業を総合的かつ計画的に推進するため策定するもの。

<参考>

条例の基本理念（要旨）

- 1 事業者は自主的な取組を基本とし、安全で安心な食品等を提供することにより、消費者の信頼を獲得する。
- 2 市、事業者及び市民は食品の安全確保に関する情報収集及び提供により、それぞれの取組を相互に理解し協力する。

2 計画の位置づけ

第5次宇都宮市総合計画の分野別計画
宇都宮市食品安全条例第7条に規定する、本市の食品の安全確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画

3 計画の性格

食品の生産から消費（生産・製造加工・流通・消費）の各般にわたる幅広い視野に立った計画

4 計画の期間

◆平成21年度から平成25年度までの5年間

第2章 現状と課題

1 生産段階

➢食品の安全性のうち、残留農薬に不安を感じている市民は多く、農薬の適正使用や生産履歴の記帳の推進、試験検査の充実などにより、農畜水産物の安全性の向上を図る必要があります。

2 食品の製造、加工、販売段階

➢輸入食品を含む食品の検査を効率的に実施する必要があります。

➢科学的知見や分析に基づく、効率的かつ効果的な監視が必要です。

➢食品営業施設の衛生管理を向上させ、事故を未然防止するため、事業者の自主的な衛生管理の取り組みを促進する必要があります。

3 消費段階

➢食の安全性に対して不安をもつ市民が増えているため、食品の安全性に関する情報を積極的に提供するとともに、市民の食品に関する正しい知識を高め理解を深める必要があります。

4 相互理解

➢偽装表示の問題や輸入食品の事故の発生などにより、事業者やリスク管理を行う行政に対する市民の不信感が増し、信頼関係が不足しているとの指摘もあることから、生産から消費に至る全ての関係者が意見交換等を通じ、相互理解を推進する必要があります。

5 体制整備

➢食品の関係者が情報の交換や連携を推進し、一体となって、食品安全施策を進める必要があります。

➢食中毒等の食品事件事故の発生時や食品による危害のおそれがある場合に、迅速かつ的確な措置の対応のできる体制が必要です。

第3章 計画の基本的考え方と基本目標

- 市民にとって安全で安心できる食環境の実現
- 食品の生産から消費に至る幅広い視野に立った一貫した施策の推進
- 関係者の相互理解と協力・連携の推進
- 食の安全と安心を確保するための体制整備の推進

基本目標

- ◆生産段階 基本目標1
安全な食品を安定生産・供給できる食環境づくり
- ◆食品の製造、加工、流通段階 基本目標2
安全な食品を製造、加工、販売できる食環境づくり
- ◆消費段階 基本目標3
市民が安心信頼できる食環境づくり
- ◆市民・事業者・行政の相互理解
基本目標4
市民・事業者・行政が相互に理解・連携して取り組む食環境づくり
- ◆体制整備と連携強化 基本目標5
食の安全と安心の確保のための体制づくり

第5章 推進体制

- 1 食品安全行政推進会議・・・進行管理
- 2 食品安全懇話会・・・施策の評価と助言
- 3 食品安全関係団体連絡会議・・・協力

第4章 施策の展開

1 安全な食品を安定生産・供給できる環境づくり

基本施策

- 1 安全な農畜産物の供給促進と生産振興
- 2 生産履歴管理の普及啓発と情報提供
- 3 環境保全型農業の推進
- 4 農畜水産物検査の充実

2 安全な食品を製造、加工、販売できる食環境づくり

基本施策

- 1 流通機能の充実と安定供給の支援
- 2 監視指導の充実
- 3 試験検査の充実
- 4 調査研究の推進
- 5 食品表示の適正化の推進
- 6 食品事業者の自主衛生管理の促進
- 7 学校・給食センターの衛生管理の徹底

3 市民が安心信頼できる食環境づくり

基本施策

- 1 消費者への情報共有の推進
- 2 消費者の食に関する知識・理解の促進
- 3 食育の推進
- 4 消費者相談対応の充実

4 市民・事業者・行政が相互に理解・連携して取り組む食環境づくり

基本施策

- 1 食品に関する情報共有の推進
- 2 リスクコミュニケーションの推進
- 3 消費者と生産者の相互理解の推進

5 食の安全と安心確保のための体制づくり

基本施策

- 1 食品安全行政の総合的推進体制の充実
- 2 監視・検査体制の充実
- 3 健康危機管理体制の強化

重点事業

安全な農畜産物の供給促進と生産振興

- ・農薬の適正使用の推進
- ・GAPの導入促進
- 環境保全型農業の推進**
- ・環境と調和のとれた農業の普及
- 農畜水産物検査の充実**
- ・農薬及び動物医薬品等の検査の充実

監視指導の充実

- ・計画的で効果的な監視指導の充実
- 試験検査の充実**
- ・高度で多様化する検査への対応の充実
- 食品事業者の自主衛生管理の促進**
- ・自主衛生管理認証施設の普及

消費者への情報共有の推進

- ・食品安全情報の提供
- 消費者の食に関する知識の普及と理解の促進**
- ・食品安全ウォッチャーの育成及び活用
- 消費者相談対応の充実**
- ・食品危害申出への対応の充実

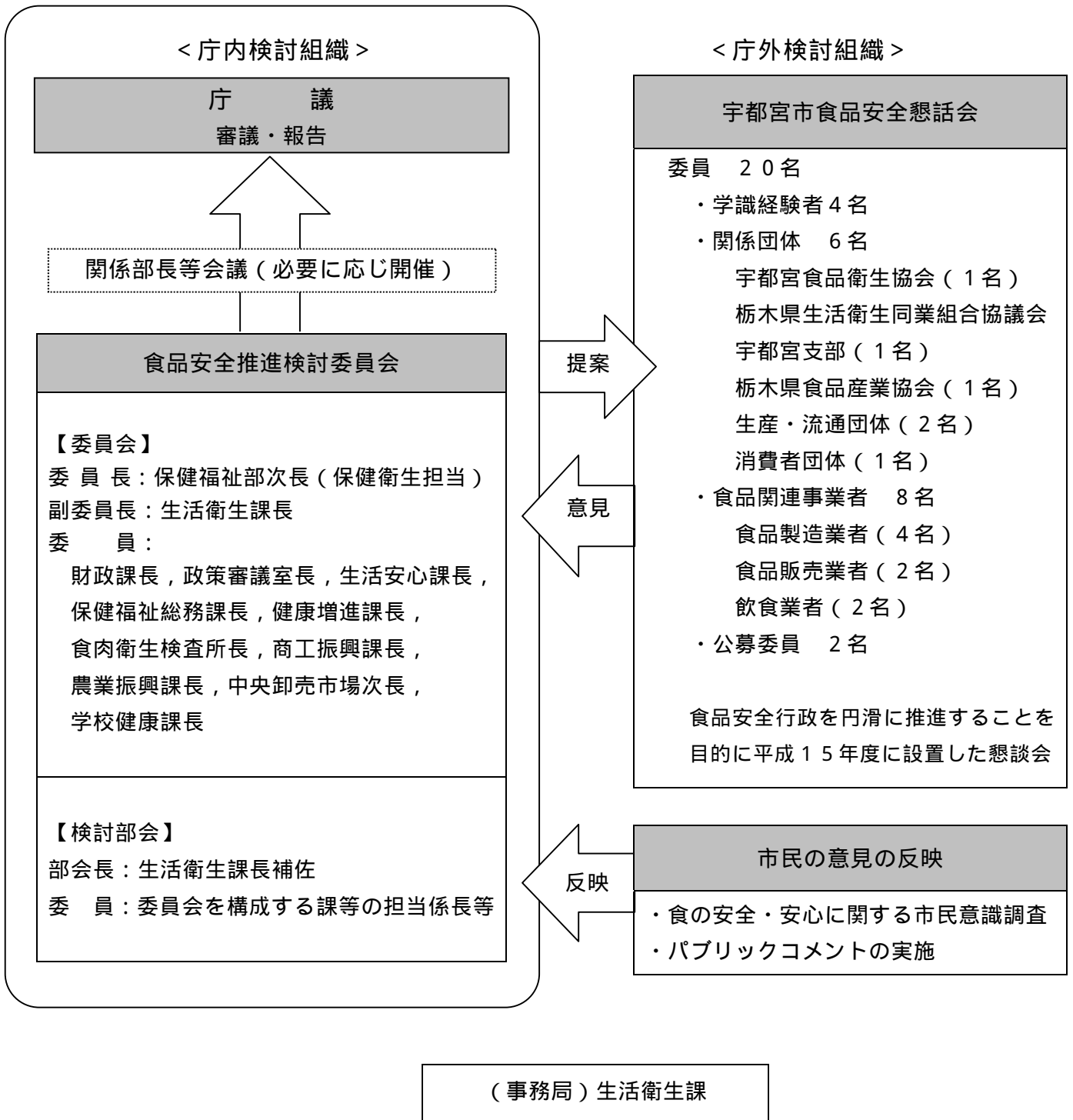
食品に関する情報共有の推進

- ・食品危害情報等の提供
- リスクコミュニケーションの推進**
- ・意見交換会等による相互理解の推進

食品安全行政の総合的推進体制の充実

- ・関係機関との情報交換と連携の推進
- ・食品安全懇話会・食品安全専門委員会の開催
- 監視・検査体制の充実**
- ・食品安全ウォッチャーの活用
- 健康危機管理体制の強化**
- ・食品安全条例に基づく健康被害未然防止対策の推進

「(仮称)第2次宇都宮市食品安全推進計画」策定体制



「(仮称)宇都宮市歯科口腔保健基本計画」の概要について

1 策定の目的

- 本市では、これまで、市の健康増進計画である「健康うつのみや21」において「歯と口腔の健康」を重点分野として位置づけ、歯と口腔の健康づくりを推進してきた。
その結果、子どものむし歯の減少や8020(80歳で20本の自分の歯を保つ)達成者の増加などの成果をあげる一方、進行した歯周病に罹患する人の割合が依然として高い状態にあるなどの課題も明らかになってきた。
- 歯と口腔の健康は、生涯を通じて自分の歯でしっかりと噛んで食べることを可能にするだけでなく、生活の質の向上や全身の健康の保持増進に欠かせないものであり、近年では、歯周病などの歯科疾患と糖尿病などの全身疾患の関連性も明らかとなってきている。
- 平成23年には、「歯科口腔保健の推進に関する法律」や、「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」が施行され、翌年には県条例に基づく「栃木県歯科保健基本計画」が策定されるなど、国・県ともに生涯を通じた歯科口腔保健の推進を図っているところである。
- このような中、本市においても、市民の生涯にわたる生活の質の向上と全身の健康の保持増進を図ることができるよう、ライフステージに応じた歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、歯科口腔保健分野から市民の健康づくりを支援するため、本計画を策定するもの

2 計画の位置づけ

「健康増進法」に基づく、市健康増進計画である「第2次健康うつのみや21」(平成25年3月策定)の部門計画

3 計画期間

平成25年度から平成29年度までの5か年間

なお、上位計画である「第2次健康うつのみや21」の中間評価と併せて本計画の最終評価を行う。

4 策定経過

平成24年	9月～	関係課長会議(計画の目的や位置づけ、骨子案について)
平成25年	3月	保健衛生審議会が本計画の策定を第2次健康うつのみや21に関する答申書に記載
	7月	第1回検討部会、第1回策定委員会 (基本方向、ライフステージ、目標値の設定について)
	8月	第2回策定委員会(目標値の設定と取組事業等について)
	8月	庁外関係組織等との意見交換 〔歯科医師会、県健康増進課、学識経験者(衛福大副校長)〕
	9月	第3回策定委員会(計画概要について)
	10月	関係部長会議(計画概要について)

5 計画の内容・特徴

(1) 内容

「(仮称)宇都宮市歯科口腔保健基本計画」概要版 別紙 6

(2) 特徴

ア 市民がわかりやすいようライフステージを中心に現状，課題，目標及び取組を明示
市民により分かりやすく，取組が実践しやすくなるよう，歯科的特徴を踏まえ
「妊娠期・乳幼児期」「学齢期」「成人期」「高齢期」の4つのライフステージを設定し，
ライフステージを中心に現状と課題，達成目標及び取組を明示する。

「妊娠期・乳幼児期」「学齢期」では，主にむし歯予防を中心に，成人期では，むし
歯予防に加え歯周病対策に力を入れ，さらに高齢期では，口腔機能を維持するため歯
の喪失防止に取り組む。

イ 職域と連携した歯と口腔の健康づくりを推進

地域・職域連携推進協議会と一体となって，職域への歯周病予防や歯科に関する健
康情報の提供を行い，職域における歯と口腔の健康づくりの着実な推進を図る。

主な事業

地域・職域連携推進協議会と連携した普及啓発活動【新規】

仕事で忙しく歯や口腔に関心が薄い働き世代に対し，地域・職域連携推進協
議会と連携し，職域への歯科に関する健康情報の提供や歯周病予防等について
の普及啓発を行い，働き世代の「歯と口腔の健康づくり」の意識を高める。

ウ 歯と口腔の健康づくり運動を展開

食べることは生きる根源であり，食生活を支える「歯と口腔」の健康づくりは，
生涯にわたる健康の保持増進に欠かせないものであることから，ライフステージに応
じた歯と口腔の健康づくり運動を展開し，歯と口腔の健康づくりの意識を高める。

主な事業

歯からはじめる健康づくり普及活動【拡充】

- ・ 歯と口腔の健康づくりウェブ講座

市ホームページに「歯と口腔の健康づくり講座」を開設し，正しい歯みが
きの仕方やよく噛んで食べること（噛ミング30）など，歯と口腔に関す
る健康情報の提供を行う。

- ・ 歯と口腔の健康づくり出前講座

歯科衛生士が，受講を希望する団体（サークルや自治会等）に出向き，歯
と口腔の健康づくり講座を実施

- ・ いい歯の日キャンペーンの実施

いい歯の日（11月8日）にちなみ，歯と口腔の健康に関するリーフレッ
ト配布やパネル展示

エ 歯周病対策の強化

歯周病は歯を失う大きな原因であるとともに、循環器疾患など全身疾患との関連性も指摘されていることから、「歯や口腔の健康と全身の健康の関連性」や「かかりつけ歯科医での定期的受診」等についての啓発を強化し、継続的な口腔管理により歯周病の予防、早期発見・早期治療が図られるよう支援するとともに、歯周病予防に向け、歯科健診（歯周病検診）の充実を図る。

主な事業

歯科健診（歯周病検診）の充実

進行した歯周病（4 mm 以上の歯周ポケットを有する）に罹患する人の割合は年齢とともに増加傾向にあり、40歳で既に39%（H22）が罹患している状況にあることから、歯科健診の受診率の向上を図るなど歯科健診の充実に努め、歯周病の早期発見・早期治療を目指す。

オ 要介護者・障がい児者への歯科口腔保健の推進

寝たきりの高齢者など介護を必要とする方や障がいのある方は、口腔内の衛生状況の悪化や症状の重症化が進みやすく、誤嚥性肺炎などの全身状況の悪化につながりやすいことから特に配慮が必要な方達であるため、ライフステージとは別に1つの分野として設定し、現状や課題に応じた目標を設定し、必要な歯科健診や歯科医療が受けられるよう支援していく。

主な事業

通院が困難な患者に対する訪問歯科診療の推進【拡充】

病気等のため歯科医院への通院が困難な患者に対する訪問歯科診療を推進するため、訪問歯科診療を実施する歯科医院の情報や要介護者への口腔ケアの必要性等についての周知啓発を図り、歯科医療が受けられるよう支援していく。

（3）推進体制

本計画の着実な推進を図るため、施策・事業の実施にあたっては、健康づくり推進員・食生活改善推進員や地域・職域連携推進協議会を通して、家庭、学校、地域、企業、関係団体等と連携し、歯と口腔の健康づくりを推進する。

6 今後のスケジュール

計画の公表 平成25年11月下旬

(仮称) 宇都宮市歯科口腔保健基本計画の具体的な事業・目標値

ステージ等	基本方向				事業等	方向性	評価指標	現状値	目標値 (平成29年度)
	【基本方向1】 歯科疾患の 予防	【基本方向2】 口腔機能の 維持・向上	【基本方向3】 要介護者等へ の歯科口腔保 健の推進	【基本方向4】 歯科口腔保健 を推進するた めの環境整備					
妊娠期・乳幼児期	●				妊産婦の歯科健康診査	継続	妊産婦歯科健診を受ける人の割合	32.2%	35.0%
	●	●			1歳6か月児健康診査	継続			
	●	●			3歳児健康診査	継続			
	●	●			子どものむし歯予防事業(2歳5か月児歯科健診, 3歳児・親と子のよい歯のコンクール, フッ化物塗布)	継続	むし歯のない幼児(3歳児)の割合	80.4%	88.0%
	●	●			健康教育	継続			
	●	●			健康普及啓発事業(歯の健康講座)	継続			
	●	●		●	歯の衛生推進事業(歯と口の健康週間イベント)	継続	フッ化物塗布を受ける幼児の割合	55.5%	59.0%
	●	●			食育の推進(食育出前講座～健康な歯を育てましょう)	継続			
	●	●		●	歯からはじめる健康づくり普及活動 ⇒歯と口腔の健康づくりウェブ講座, 歯と口腔の健康づくり出前講座, いい歯の日(11月8日)にちなんだキャンペーンの実施	拡充			
学齢期	●				子どものむし歯予防事業(フッ化物塗布)	継続	むし歯のない小学生の割合	41.5%	51.0%
	●	●			小中学校における歯科健診	継続	むし歯のない中学生の割合	50.0%	56.0%
	●	●			小学校における歯の健康教室	継続	12歳児の一人平均むし歯数	1.2歯	0.2歯
	●	●		●	歯の衛生推進事業(歯と口の健康週間イベント)	継続	40歳で未処置歯がある人の割合	50.8%	35.0%
	●	●		●	歯からはじめる健康づくり普及活動 <u>再掲</u>	拡充	4mm以上の歯周ポケットのある人の割合	40歳39.0% 50歳54.2% 60歳59.0%	40歳34.0% 50歳48.0% 60歳51.0%
成人期	●	●			歯科健診(歯周病検診) ⇒歯科健診の受診率の向上を図るなど歯科健診の充実に努め, 歯周病の早期発見・早期治療を目指す。	拡充	歯周病と言われたが, 治療や取組をしていない成人の割合	男性20.5% 女性14.8%	男性15.0% 女性8.0%
	●	●			健康普及啓発事業(歯の健康講座)	継続	定期的に歯科健診を受ける成人の割合	26.6%	40.0%
	●	●			健康相談(歯科健康相談)	継続	60歳で24本以上自分の歯がある人の割合	57.9%	64.0%
	●	●		●	健康づくり推進員, 食生活改善推進員養成講座	継続	80歳で20本以上自分の歯がある人の割合	35.7%	44.0%
	●	●		●	地域・職域連携推進協議会と連携した普及啓発活動 ⇒仕事で忙しく歯や口腔に関心が薄い働き世代に対し, 地域・職域連携推進協議会と連携し, 職域への歯科に関する健康情報の提供や, 歯周病予防等についての普及啓発を行い, 働き世代の「歯と口腔の健康づくり」の意識を高める。	新規			
	●	●		●	歯の衛生推進事業(歯と口の健康週間イベント)	継続			
	●	●			食育の推進(食育出前講座～よくかんでおいしく食べて健康に)	継続	歯からはじめる健康づくり普及活動 <u>再掲</u>		
	●	●		●	歯からはじめる健康づくり普及活動 <u>再掲</u>	拡充			
高齢期	●	●			歯の衛生推進事業(高齢者よい歯の表彰式)	継続	定期的な歯科健診を実施する介護・福祉施設(入所型)の割合	33.3%	47.0%
	●	●			歯科総合健診(歯周病検診)	継続			
	●	●			食育の推進(食育出前講座～よくかんでおいしく食べて健康に)	継続			
		●			介護予防教室(はつらつ教室)	継続			
		●			通所型介護予防事業(げんき応援教室, 元気アップ教室)	継続			
		●			訪問型介護予防事業	継続			
	●	●		●	歯からはじめる健康づくり普及活動 <u>再掲</u>	拡充			
障がい児者 要介護者	●	●	●		家族介護教室	継続	定期的な歯科健診を実施する介護・福祉施設(入所型)の割合	33.3%	47.0%
	●	●	●	●	通院困難な患者に対する訪問歯科診療の推進 ⇒病気等のため歯科医院への通院が困難な患者に対する訪問歯科診療を推進するため, 訪問歯科診療を実施する歯科医院の情報や要介護者への口腔ケアの必要性等についての周知啓発を図る。	拡充			
	●	●	●	●	栃木県心身障害児者歯科医療システムの周知及び有効活用	継続			